



神戸市公報

発行所 神戸市中央区加納町6丁目5番1号
神戸市役所
編集兼印刷発行人 神戸市長
発行日 毎週火曜日

目次

種類	件名	所管部署	ページ
告示	放置自転車等の撤去及び保管	建設局東部建設事務所	1
告示	放置自転車等の撤去及び保管	建設局西建設事務所	4
告示	放置自転車等の撤去及び保管	建設局西部建設事務所	6
告示	都市再生整備特別措置法による特例道路占用区域の指定 (ハーバーランド東線歩道部)	建設局道路管理課	9
告示	道路法による道路の区域変更(市道 東垂水30号線)	建設局道路管理課	11
告示	神戸市公印規則により電子印を使用することができる文書の 名称、電子計算機に記録する公印の名称、様式及び書体並 びに印影等の寸法の件(平成25年10月告示第474号)の一部 改正	行財政局業務改革課	12
告示	生活保護法等による指定医療機関の指定	福祉局くらし支援課	13
告示	生活保護法等による指定医療機関の事業の廃止	福祉局くらし支援課	14
告示	生活保護法等による指定医療機関の名称等の変更	福祉局くらし支援課	15
告示	生活保護法等による指定介護機関の名称等の変更	福祉局くらし支援課	16
告示	生活保護法等による指定施術者の指定	福祉局くらし支援課	17
告示	生活保護法等による指定施術者の名称等の変更	福祉局くらし支援課	18
公告	建築協定書の公開による意見の聴取(ア・ラヴリ西神中央建 築協定)	建築住宅局建築指導部 建築安全課	19
公告	建築協定書の公開による意見の聴取(松の宮団地地区)	建築住宅局建築指導部 建築安全課	20
公告	都市公園の区域の変更(名谷周辺緑地)	建設局公園部管理課	21
公告	神戸国際港都建設事業鈴蘭台駅北地区土地区画整理事業 に係る事業計画変更案の縦覧	都市局工務課	22
公告	開発行為に関する工事の完了(神戸市北区松宮台1丁目) 他	都市局都市計画課	23
公告	掲示場の移転	行財政局法務支援課	24
水道局	神戸市指定給水装置工事事業者の廃止	水道局配水課	25

神戸市告示第443号

神戸市自転車等の放置の防止及び自転車駐車場の整備に関する条例（昭和58年4月条例第3号）第11条第2項（同条例第12条第2項において準用する場合を含む。）及び第23条の2の規定により自転車等を撤去し、及び保管したので、同条例第13条第1項の規定により次のとおり告示する。

令和5年11月21日

神戸市長 久元喜造

1. 自転車等の保管及び返還の場所、自転車等が置かれ、又は放置されていた場所、撤去し、及び保管した自転車等の台数、撤去し、及び保管した年月日並びに問い合わせ先別表のとおり
2. 保管期間
この告示の日から1月間（その保管に不相当な費用を要するときに限る。）
3. 返還事務を行う時間
魚崎浜保管所及び稗原保管所
ア 月曜日から金曜日まで 午後3時から午後7時まで
イ 土曜日 午後1時から午後5時まで
（日曜日、祝日及び12月28日から1月4日を除く）
4. 返還を受けるために必要な事項
自転車等の利用者等は、当該保管に係る自転車等の返還を受けようとするときは、その住所及び氏名並びに当該自転車等の鍵その他の利用者等であることを証する物を市長に提示しなければならない。
5. その他
この告示の日から起算して6月を経過しても当該保管に係る自転車等（この告示の日から1月を経過してもなお当該自転車等を返還することができない場合において、その保管に不相当な費用を要するため当該自転車等を売却した代金を含む。）を返還することができないときは、当該自転車等の所有権は、本市に帰属する。

令和5年11月21日 神戸市公報第3835号

別表

自転車等の保管及び返還の場所	自転車等が置かれ、又は放置されていた場所	撤去し、及び保管した自転車等の台数	撤去し、及び保管した年月日	問い合わせ先
稗原保管所 灘区上河原通1丁目1番	岩屋駅周辺	自転車 1台	令和5年10月5日	東灘区御影塚町2丁目27番20号 建設局東部建設事務所 電話 854-2191
	自転車等放置禁止区域	原動機付自転車 0台		
	灘駅周辺	自転車 3台		
	自転車等放置禁止区域	原動機付自転車 0台		
	大石駅周辺	自転車 3台		
	自転車等放置禁止区域	原動機付自転車 0台		
	摩耶駅周辺	自転車 1台		
	自転車等放置禁止区域	原動機付自転車 0台		
	王子公園駅周辺	自転車 1台		
	自転車等放置禁止区域	原動機付自転車 0台		
魚崎浜保管所 東灘区魚崎浜町1番5号	六甲道駅周辺	自転車 11台	令和5年10月6日	
	自転車等放置禁止区域	原動機付自転車 2台		
	六甲駅周辺	自転車 4台		
	自転車等放置禁止区域	原動機付自転車 1台		
	J R住吉駅周辺	自転車 4台		
	自転車等放置禁止区域	原動機付自転車 0台		
	摂津本山駅周辺	自転車 2台		
	自転車等放置禁止区域	原動機付自転車 0台		
稗原保管所 灘区上河原通1丁目1番	岡本駅周辺	自転車 1台	令和5年10月11日	
	自転車等放置禁止区域	原動機付自転車 0台		
	深江駅周辺	自転車 5台		
	自転車等放置禁止区域	原動機付自転車 0台		
	青木駅周辺	自転車 3台		
	自転車等放置禁止区域	原動機付自転車 1台		
	魚崎駅周辺	自転車 1台		
	自転車等放置禁止区域	原動機付自転車 0台		
魚崎浜保管所 東灘区魚崎浜町1番5号	六甲道駅周辺	自転車 8台	令和5年10月12日	
	自転車等放置禁止区域	原動機付自転車 0台		
	六甲駅周辺	自転車 1台		
	自転車等放置禁止区域	原動機付自転車 0台		
	阪神御影駅周辺	自転車 10台		
	自転車等放置禁止区域	原動機付自転車 1台		
	阪急御影駅周辺	自転車 3台		
	自転車等放置禁止区域	原動機付自転車 0台		
魚崎浜保管所 東灘区魚崎浜町1番5号	深江駅周辺	自転車 1台	令和5年10月12日	
	自転車等放置禁止区域	原動機付自転車 0台		
	青木駅周辺	自転車 2台		
	自転車等放置禁止区域	原動機付自転車 0台		
	J R住吉駅周辺	自転車 3台		
	自転車等放置禁止区域	原動機付自転車 0台		
	摂津本山駅周辺	自転車 1台		
	自転車等放置禁止区域	原動機付自転車 0台		
魚崎浜保管所 東灘区魚崎浜町1番5号	岡本駅周辺	自転車 4台	令和5年10月12日	
	自転車等放置禁止区域	原動機付自転車 0台		
	甲南山手駅周辺	自転車 1台		

別表

	自転車等放置禁止区域	原動機付自転車	0 台	
稗原保管所 灘区上河原通1丁目1番	岩屋駅周辺	自転車	1 台	令和5年10月17日
	自転車等放置禁止区域	原動機付自転車	0 台	
	灘駅周辺	自転車	4 台	
	自転車等放置禁止区域	原動機付自転車	0 台	
	大石駅周辺	自転車	1 台	
	自転車等放置禁止区域	原動機付自転車	0 台	
	摩耶駅周辺	自転車	2 台	
	自転車等放置禁止区域	原動機付自転車	0 台	
	王子公園駅周辺	自転車	1 台	
	自転車等放置禁止区域	原動機付自転車	0 台	
	新在家駅周辺	自転車	2 台	
	自転車等放置禁止区域	原動機付自転車	0 台	
	六甲道駅周辺	自転車	11 台	
	自転車等放置禁止区域	原動機付自転車	2 台	
六甲駅周辺	自転車	4 台		
自転車等放置禁止区域	原動機付自転車	0 台		
魚崎浜保管所 東灘区魚崎浜町1番5号	J R住吉駅周辺	自転車	3 台	令和5年10月18日
	自転車等放置禁止区域	原動機付自転車	0 台	
	摂津本山駅周辺	自転車	1 台	
	自転車等放置禁止区域	原動機付自転車	0 台	
	岡本駅周辺	自転車	1 台	
	自転車等放置禁止区域	原動機付自転車	0 台	
	甲南山手駅周辺	自転車	1 台	
	自転車等放置禁止区域	原動機付自転車	0 台	
	深江駅周辺	自転車	3 台	
	自転車等放置禁止区域	原動機付自転車	0 台	
青木駅周辺	自転車	1 台		
自転車等放置禁止区域	原動機付自転車	0 台		
魚崎駅周辺	自転車	2 台		
自転車等放置禁止区域	原動機付自転車	0 台		
稗原保管所 灘区上河原通1丁目1番	灘区管内	自転車	9 台	令和5年10月23日
	自転車等長期放置	原動機付自転車	0 台	
	阪神御影駅周辺	自転車	5 台	
	自転車等放置禁止区域	原動機付自転車	0 台	
	阪急御影駅周辺	自転車	5 台	
自転車等放置禁止区域	原動機付自転車	1 台		
魚崎浜保管所 東灘区魚崎浜町1番5号	東灘区管内	自転車	20 台	令和5年10月24日
	自転車等長期放置	原動機付自転車	0 台	
	J R住吉駅周辺	自転車	7 台	
	自転車等放置禁止区域	原動機付自転車	0 台	
	摂津本山駅周辺	自転車	6 台	
	自転車等放置禁止区域	原動機付自転車	0 台	
岡本駅周辺	自転車	1 台		
自転車等放置禁止区域	原動機付自転車	0 台		

神戸市告示第 444 号

神戸市自転車等の放置の防止及び自転車駐車場の整備に関する条例（昭和 58 年 4 月条例第 3 号）第 11 条第 2 項（同条例第 12 条第 2 項において準用する場合を含む。）の規定により自転車等を撤去し、及び保管したので、同条例第 13 条第 1 項の規定により次のとおり告示する。

令和 5 年 11 月 21 日

神戸市長 久 元 喜 造

- 1 自転車等の保管及び返還の場所。自転車等が置かれ、又は放置されていた場所、撤去し、及び保管した自転車等の台数。撤去し、及び保管した年月日。並びに問い合わせ先。

別表のとおり

- 2 保管期間

この告示の日から 1 月間（その保管に不相当な費用を要するときに限る。）

- 3 返還事務を行う時間

西神保管所及び学園都市保管所

（ア） 火曜日・木曜日 午後 3 時から午後 7 時まで。

（イ） 土曜日 午後 1 時から午後 5 時まで。

（ウ） 条例による撤去を実施したときは、撤去日を含め（日曜日、祝日を除く）連続 6 日間、平日 午後 3 時から午後 7 時まで、土曜日 午後 1 時から午後 5 時まで。

- 4 返還を受けるために必要な事項

自転車等の利用者等は、当該保管に係る自転車等の返還を受けようとするときは、その住所及び氏名並びに当該自転車等の鍵その他の利用者等であることを証する物を市長に提示しなければならない。

- 5 その他

この告示の日から起算して 6 月を経過しても当該保管に係る自転車等（この告示の日から 1 月を経過してもなお当該自転車等を返還することができない場合において、その保管に不相当な費用を要するため当該自転車等を売却した代金を含む。）を返還することができないときは、当該自転車等の所有権は、本市に帰属する。

別表

自転車等の保管及び返還の場所	自転車等が置かれ、又は放置されていた場所	撤去し、及び保管した自転車等の台数	撤去し、及び保管した年月日	問い合わせ先
西区高塚台6丁目 西神保管所 電話 992-3763	西神南駅周辺自転車等 放置禁止区域内	自転車 3 台	令和5年10月24日	西区玉津町今津字宮の西 333番地の1 建設局西建設事務所 電話 912-3750
	西建設事務所管内自転車等 放置禁止区域外長期放置	自転車 12 台	令和5年10月30日	
西区学園西町3丁目2番地 学園都市保管所 電話 795-4618	伊川谷駅周辺自転車等 放置禁止区域内	自転車 2 台	令和5年10月12日	
		原付 1 台	令和5年10月12日	

神戸市告示第445号

神戸市自転車等の放置の防止及び自転車駐車場の整備に関する条例（昭和58年4月条例第3号）第11条第2項（同条例第12条第2項において準用する場合を含む。）第23条の2項及び3項の規定により自転車等を撤去し、及び保管したので、同条例第13条第1項の規定により次のとおり告示する。

令和5年11月21日

神戸市長 久元喜造

1 自転車等の保管及び返還の場所、自転車等が置かれ、又は放置されていた場所、撤去及び保管した自転車等の台数、撤去及び保管した年月日並びに問い合わせ先別表のとおり。

2 保管期間

この告示の日から1月間（その保管に不相当な費用を要するときに限る。）

3 返還事務を行う時間

(1) 西部保管所・西代保管所

ア 月曜日から金曜日まで 午後3時から午後7時まで。

イ 土曜日 午後1時から午後5時まで。

(2) 須磨保管所・名谷保管所

ア 火曜日・木曜日 午後3時から午後7時まで。

（ただし、即時撤去日より7日間は(1)と同様の運用とする。）

イ 土曜日 午後1時から午後5時まで。

4 返還を受けるために必要な事項

自転車等の利用者等は、当該保管に係る自転車等の返還を受けようとするときは、その住所及び氏名並びに当該自転車等の鍵その他の利用者等であることを証する物を市長に提示しなければならない。

5 その他

この告示の日から起算して6月を経過しても当該保管に係る自転車等（この告示の日から1月を経過してもなお当該自転車等を返還することができない場合においてその保管に不相当な費用を要するため当該自転車等を売却した代金を含む。）を返還することができないときは、当該自転車等の所有権は、本市に帰属する。

別表

自転車等の保管及び返還の場所	自転車等が置かれ、又は放置されていた場所	撤去及び保管した自転車等の台数	撤去及び保管した年月日	問い合わせ先
長田区西代通 1丁目1番 西代保管所	高速長田駅周辺自転車等 放置禁止区域	自転車 11台 原動機付自転車 0台	令和5年10月5日	神戸市須磨区 妙法寺字ヌメリ石1番地の 1 建設局西部建設事務所 電話742-2424
	長田・須磨区管内長期放置	自転車 28台 原動機付自転車 2台		
須磨区西落合 6丁目1番 名谷保管所	名谷・妙法寺駅周辺自転車等 放置禁止区域	自転車 2台 原動機付自転車 0台	令和5年10月10日	
	長田・須磨区管内長期放置	自転車 11台 原動機付自転車 1台		
長田区御屋敷 通2丁目6番 西部保管所	新長田駅周辺自転車等 放置禁止区域	自転車 22台 原動機付自転車 1台	令和5年10月11日	
	長田・須磨区管内長期放置	自転車 29台 原動機付自転車 1台		
長田区西代通 1丁目1番 西代保管所	板宿駅周辺自転車等 放置禁止区域	自転車 8台 原動機付自転車 1台	令和5年10月12日	
	長田・須磨区管内長期放置	自転車 7台 原動機付自転車 0台		
須磨区須磨浦 通2丁目2番 須磨保管所	須磨・須磨海浜公園駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 2台 原動機付自転車 0台	令和5年10月17日	
	長田・須磨区管内長期放置	自転車 8台 原動機付自転車 0台		
長田区御屋敷 通2丁目6番 西部保管所	新長田駅周辺自転車等 放置禁止区域	自転車 22台 原動機付自転車 0台	令和5年10月17日	
	長田・須磨区管内長期放置	自転車 17台 原動機付自転車 0台		
長田区御屋敷 通2丁目6番 西部保管所	新長田駅周辺自転車等 放置禁止区域	自転車 15台 原動機付自転車 1台	令和5年10月18日	
	長田・須磨区管内長期放置	自転車 0台 原動機付自転車 0台		
長田区西代通 1丁目1番 西代保管所	高速長田駅周辺自転車等 放置禁止区域	自転車 9台 原動機付自転車 0台	令和5年10月19日	
	長田・須磨区管内長期放置	自転車 17台 原動機付自転車 1台		
長田区御屋敷 通2丁目6番 西部保管所	新長田駅周辺自転車等 放置禁止区域	自転車 13台 原動機付自転車 0台	令和5年10月19日	
	長田・須磨区管内長期放置	自転車 0台 原動機付自転車 0台		

長田区御屋敷通2丁目6番西部保管所	新長田駅周辺自転車等 放置禁止区域	自転車 13台 原動機付自転車 0台	令和5年10月20日
	長田・須磨区管内長期放置	自転車 0台 原動機付自転車 0台	
長田区御屋敷通2丁目6番西部保管所	新長田駅周辺自転車等 放置禁止区域	自転車 45台 原動機付自転車 0台	令和5年10月21日
	長田・須磨区管内長期放置	自転車 0台 原動機付自転車 0台	
長田区御屋敷通2丁目6番西部保管所	新長田駅周辺自転車等 放置禁止区域	自転車 16台 原動機付自転車 0台	令和5年10月23日
	長田・須磨区管内長期放置	自転車 0台 原動機付自転車 0台	
長田区御屋敷通2丁目6番西部保管所	新長田駅周辺自転車等 放置禁止区域	自転車 11台 原動機付自転車 0台	令和5年10月24日
	長田・須磨区管内長期放置	自転車 12台 原動機付自転車 0台	
長田区西代通1目1番西代保管所	板宿・西代駅周辺自転車等 放置禁止区域	自転車 10台 原動機付自転車 0台	令和5年10月25日
	長田・須磨区管内長期放置	自転車 41台 原動機付自転車 0台	

令和5年11月21日 神戸市公報第3835号

神戸市告示第446号

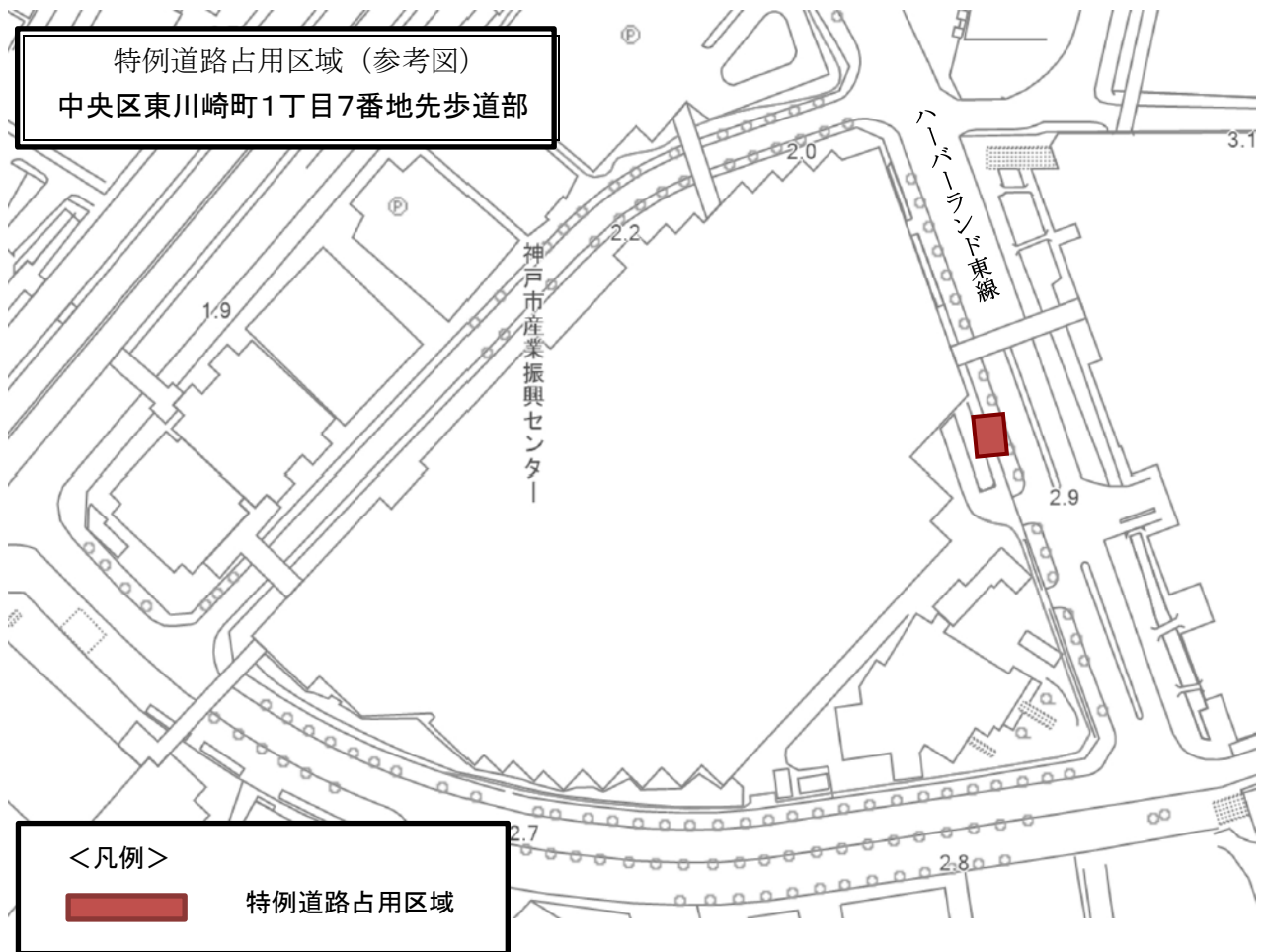
都市再生特別措置法（平成14年法律第22号）第62条第1項第1号の規定に基づき、特例道路
占用区域として次の区域を指定するので、同条第3項の規定により告示する。

令和5年11月21日

神戸市

代表者 神戸市長 久元喜造

道路の 種類	指定の区域		道路占用許可を受けることが できる施設等の種類
	路線名	区間	
市道	ハーバーランド 東線	神戸市中央区東川崎町1丁目 7番地先歩道部 (参考図参照)	自転車駐車器具で自転車を賃貸す る事業の用に供するもの



神戸市告示第447号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、神戸市建設局道路管理課に備え置いて、令和5年12月5日まで一般の縦覧に供する。

令和5年11月21日

神戸市

代表者 神戸市長 久 元 喜 造

道路の種類	路線名	区 間	新旧別	延 長 (メートル)	幅 員 (メートル)
市道	東垂水30号線	神戸市垂水区東垂水3丁目 884番6地先から	新	5.50	最大 11.80 最小 9.70
		神戸市垂水区東垂水3丁目 884番6地先まで	旧	5.50	最大 13.40 最小 9.70

神戸市告示第448号

神戸市公印規則（昭和52年3月規則第111号）第9条第1項の規定により電子印を使用することができる文書の名称、電子計算機に記録する公印の名称、様式及び書体並びに印影等の寸法の件、（平成25年10月告示第474号）の一部を次のように改正する。この運用は令和6年1月1日からとする。

令和5年11月21日

神戸市長 久元喜造

「

文書名	電子計算機に記録する公印			印影等の寸法 (ミリメートル)
	名称	様式	書体	
建築計画概要書の原本証明書	建築専用市長の印	35	隸書	方24
建築確認台帳の記載事項証明書	建築専用市長の印	35	隸書	方24

を

「

文書名	電子計算機に記録する公印			印影等の寸法 (ミリメートル)
	名称	様式	書体	
建築計画概要書の原本証明書	局長の印	43	隸書	方24
建築確認台帳の記載事項証明書	局長の印	43	隸書	方24

」

に改める。

令和5年11月21日 神戸市公報第3835号

神戸市告示第449号

次の医療機関について、生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条および中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の指定をしたので、生活保護法第55条の3の規定により告示する。

令和5年11月21日

神戸市長 久元喜造

名称	所在地	指定年月日
山西会こころのクリニック住吉	神戸市東灘区住吉宮町6丁目14番17号	令和5年11月1日
くるみ薬局 大石駅前店	神戸市灘区船寺通1丁目2番19号	令和5年10月1日
ゆうわ薬局	神戸市兵庫区東山町4丁目13	令和5年10月1日
まつい外科整形外科皮膚科クリニック	神戸市須磨区大田町3丁目4番2号	令和5年10月1日
あすか薬局藤原台店	神戸市北区藤原台北町7丁目6番5号	令和5年10月1日
しまもとメンタルクリニック	神戸市中央区北長狭通3丁目12番16号	令和5年11月1日
ひよどり医院	神戸市西区南別府4丁目61番1号	令和5年10月1日
元町駅前薬局	神戸市中央区北長狭通4丁目8番2号	令和5年9月25日
メディフル兵庫 訪問看護ステーション	神戸市兵庫区兵庫町2丁目1番19号	令和5年11月1日
医療法人社団和敬会メディクス舞子クリニック	神戸市垂水区五色山4丁目5番8号	令和5年11月1日
頭痛・認知症 もりた脳神経クリニック	神戸市東灘区住吉宮町3丁目8番3号	令和5年10月1日
おひさまクリニック舞子	神戸市垂水区海岸通11番97号	令和5年10月1日
佐々木医院	神戸市須磨区東白川台3丁目15番11号	令和5年9月27日

令和5年11月21日 神戸市公報第3835号

神戸市告示第450号

次の指定医療機関について、生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2および中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により、当該指定医療機関の事業を廃止したとして届出があったので、生活保護法第55条の3の規定により告示する。

令和5年11月21日

神戸市長 久元喜造

名称	所在地	廃止年月日
田中眼科医院	神戸市北区鈴蘭台東町1丁目10番1号	令和5年8月11日
スギ薬局 舞子坂店	神戸市垂水区舞子坂4丁目1番17号	令和5年8月31日
こはる薬局	神戸市兵庫区塚本通6丁目1番3号	令和4年9月10日
くるみ薬局 大石駅前店	神戸市灘区船寺通1丁目2番19号	令和5年9月30日
ゆうわ薬局	神戸市兵庫区東山町4丁目13号	令和5年9月30日
瀬川外科	神戸市須磨区大田町3丁目1番23号	令和5年9月30日
あすか薬局藤原台店	神戸市北区藤原台北町7丁目6番5号	令和5年9月30日
ひよどり医院	神戸市西区玉津町水谷201番2号	令和5年9月30日
元町駅前薬局	神戸市中央区北長狭通4丁目2番2号	令和5年9月24日

神戸市告示第451号

次の指定医療機関について、生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2および中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により、当該指定医療機関の名称等に変更があったとして届出があったので、生活保護法第55条の3の規定により告示する。

令和5年11月21日

神戸市長 久元喜造

名称	所在地	変更年月日
(新)社会医療法人社団正峰会 谷上せいほうクリニック (旧)谷上ノリッジクリニック	神戸市北区谷上東町13番22号	令和5年11月1日
(新)かきぎしあわせクリニック (旧)かきぎ認知症しあわせクリニック	神戸市灘区中原通2丁目1番18号	令和5年10月1日
(新)コスモス調剤薬局 パニエ六甲店 (旧)コスモス薬局 パニエ六甲店	神戸市灘区桜口町3丁目1番1号	令和5年10月1日
(新)コスモス調剤薬局 井吹台店 (旧)コスモス薬局 井吹台店	神戸市西区井吹台北町2丁目17番9号	令和5年10月1日
(新)コスモス調剤薬局 舞多聞店 (旧)コスモス薬局 舞多聞店	神戸市垂水区舞多聞西5丁目1番1号	令和5年10月1日
スマイルアルファ訪問看護ステーション	(新)神戸市東灘区岡本3丁目5番16号 (旧)神戸市東灘区本山中町3丁目1番12号	令和5年10月17日

神戸市告示第452号

次の指定介護機関について、生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2および中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により、当該指定介護機関の名称等に変更があったとして届出があったので、生活保護法第55条の3の規定により告示する。

令和5年11月21日

神戸市長 久元喜造

当該変更にかかる介護事業所の名称	当該変更にかかる介護事業所の所在地	介護事業者の名称	介護事業者の主たる事務所の所在地	変更年月日	サービス種類
(新)ライブラリ六甲 (旧)グループホーム六甲	神戸市灘区篠原伯母野山町3丁目18番11号	有限会社トゥルース	神戸市灘区篠原伯母野山町3丁目	令和5年1月1日	認知症対応型通所介護 認知症対応型共同生活介護 介護予防認知症対応型通所介護 介護予防認知症対応型共同生活介護
スマイルアルファ訪問看護ステーション	(新)神戸市東灘区岡本3丁目5番16号 (旧)神戸市東灘区本山中町3丁目1番12号	合同会社スマイルアルファ	神戸市東灘区岡本3丁目5番16号	令和5年10月17日	訪問看護 介護予防訪問看護

神戸市告示第453号

次の施術者について、生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条において準用する同法第49条および中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の指定をしたので、生活保護法第55条の3の規定により告示する。

令和5年11月21日

神戸市長 久元喜造

1. あん摩マッサージ師

施術所の名称	施術者の氏名	施術所の所在地	指定年月日
東杵比野 晃平 （おはあさ はり・きゅう治療院）	東杵比野 晃平	神戸市東灘区本山南町8丁目6番26号	令和5年10月23日

2. はりきゅう師

施術所の名称	施術者の氏名	施術所の所在地	指定年月日
浅田 涼輔（からだ接骨院 有野院）	浅田 涼輔	神戸市北区有野中町3丁目26番20号	令和5年10月1日
玉川 徹	玉川 徹	神戸市長田区大谷町2丁目14番9号	令和5年10月1日
東杵比野 晃平 （おはあさ はり・きゅう治療院）	東杵比野 晃平	神戸市東灘区本山南町8丁目6番26号	令和5年10月23日
古川 智久（おさるの森整骨院）	古川 智久	神戸市須磨区白川台5丁目5番3号	令和5年10月17日
大野 志穂	大野 志穂	神戸市兵庫区福原町32番10号	令和5年11月1日

3. 柔道整復師

施術所の名称	施術者の氏名	施術所の所在地	指定年月日
古川 智久（おさるの森整骨院）	古川 智久	神戸市須磨区白川台5丁目5番3号	令和5年10月17日

神戸市告示第454号

次の指定を受けた施術者について、生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条において準用する同法第50条の2および中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条4項の規定により、当該指定を受けた施術者の開設している施術所の名称等に変更があったとして届出があったので、生活保護法第55条の3の規定により告示する。

令和5年11月21日

神戸市長 久元喜造

1. 柔道整復師

施術所の名称	施術者の氏名	施術所の所在地	変更年月日
(新)住吉 正考（すみよし鍼灸接骨院） (旧)住吉 正考（甲南柔道整復院）	住吉 正考	神戸市東灘区北青木2丁目6番15号	令和5年10月10日

2. はりきゅう師

施術所の名称	施術者の氏名	施術所の所在地	変更年月日
(新)住吉 正考（すみよし鍼灸接骨院） (旧)住吉 正考（甲南柔道整復院（青木分院））	住吉 正考	神戸市東灘区北青木2丁目6番15号	令和5年10月10日

神戸市公告

建築基準法（昭和25年法律第201号）第72条第1項の規定により、次のとおり公開による意見の聴取を行いますので、関係人で御意見のある方は、御参集ください。

令和5年11月21日

神戸市長 久 元 喜 造

- 1 建築協定の名称
ア・ラヴリ西神中央建築協定
- 2 建築協定区域の位置
神戸市西区春日台5丁目31番1 他
- 3 公開による意見の聴取の開催日時
令和5年12月7日（木）
13時00分から13時30分まで
- 4 公開による意見の聴取の場所
神戸市中央区浜辺通2丁目1番30号
三宮国際ビル6階
建築住宅局603会議室
- 5 連絡先
神戸市中央区浜辺通2丁目1番30号
神戸市建築住宅局建築指導部建築安全課
電話(078)595-6555

神戸市公告

建築基準法（昭和25年法律第201号）第72条第1項の規定により、次のとおり公開による意見の聴取を行いますので、関係人で御意見のある方は、御参集ください。

令和5年11月21日

神戸市長 久 元 喜 造

- 1 建築協定の名称
松の宮団地地区建築協定
- 2 建築協定区域の位置
神戸市北区鈴蘭台西町6丁目1番1 他
- 3 公開による意見の聴取の開催日時
令和5年12月6日（水）
14時00分から14時30分まで
- 4 公開による意見の聴取の場所
神戸市中央区浜辺通2丁目1番30号
三宮国際ビル6階
建築住宅局602会議室
- 5 連絡先
神戸市中央区浜辺通2丁目1番30号
神戸市建築住宅局建築指導部建築安全課
電話(078)595-6555

神戸市公告

都市公園の区域を変更するので、神戸市都市公園条例（昭和33年3月条例第54号）第3条の規定により、次のとおり公告します。

令和5年11月21日

神戸市長 久 元 喜 造

1 区域を変更する都市公園

(1)名称、位置及び区域

名 称	位 置	区 域	備 考
名谷周辺緑地	須磨区弥栄台1丁目 須磨区神の谷6丁目 須磨区中落合3丁目 須磨区菅の台5丁目 須磨区菅の台6丁目	神戸市建設局公園部管理課 備付けの図面のとおり	拡張

(2)供用開始の年月日

令和5年11月21日

神戸市公告

神戸国際港都建設事業鈴蘭台駅北地区土地区画整理事業の事業計画を変更するにあたり、土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第55条第13項において準用する同条第1項の規定により、当該変更に係る事業計画を2週間公衆の縦覧に供するので、土地区画整理法施行令（昭和30年政令第47号）第3条の規定により次のとおり公告します。

なお、当該土地区画整理事業に関係のある土地若しくはその土地に定着する物件又は当該土地区画整理事業に関係のある水面について権利を有する者は、当該事業計画について意見がある場合においては、令和5年12月21日までに神戸市長に意見書を提出することができます。ただし、都市計画において定められた事項については、この限りではありません。

令和5年11月21日

神戸市長 久元喜造

1 縦覧開始の日

令和5年11月24日

2 縦覧場所

(1) 平日

ア 神戸市中央区浜辺通2丁目1番30号 三宮国際ビル8階

神戸市都市局工務課

イ 神戸市北区鈴蘭台北町1丁目9番1号 ベルスト鈴蘭台7階

北区役所地域協働課

(2) 土曜・日曜

神戸市北区鈴蘭台北町1丁目9番1号 ベルスト鈴蘭台5階

鈴蘭台相談所（北区役所内）

3 縦覧時間

(1) 平日

午前8時45分から午後5時30分まで

(2) 土曜・日曜

午前9時30分から午後4時30分まで

神戸市公告

次の開発区域（工区）の全部について開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告します。

令和5年11月21日

神戸市長 久 元 喜 造

1 開発区域（工区）に含まれる地域の名称

神戸市北区松宮台1丁目82番5

開発許可を受けた者の住所及び氏名

神戸市北区鈴蘭台北町9丁目12番2号

ハマホーム株式会社

代表取締役 濱上 真二

許可番号

令和5年6月28日 第8128号

2 開発区域（工区）に含まれる地域の名称

神戸市西区枝吉4丁目156番

開発許可を受けた者の住所及び氏名

神戸市中央区浜辺通5丁目1番14号

ヤマト住建株式会社

代表取締役 中川 泰

許可番号

令和5年5月12日 第8118号

(変更許可 令和5年9月4日 第2077号)

神戸市公告

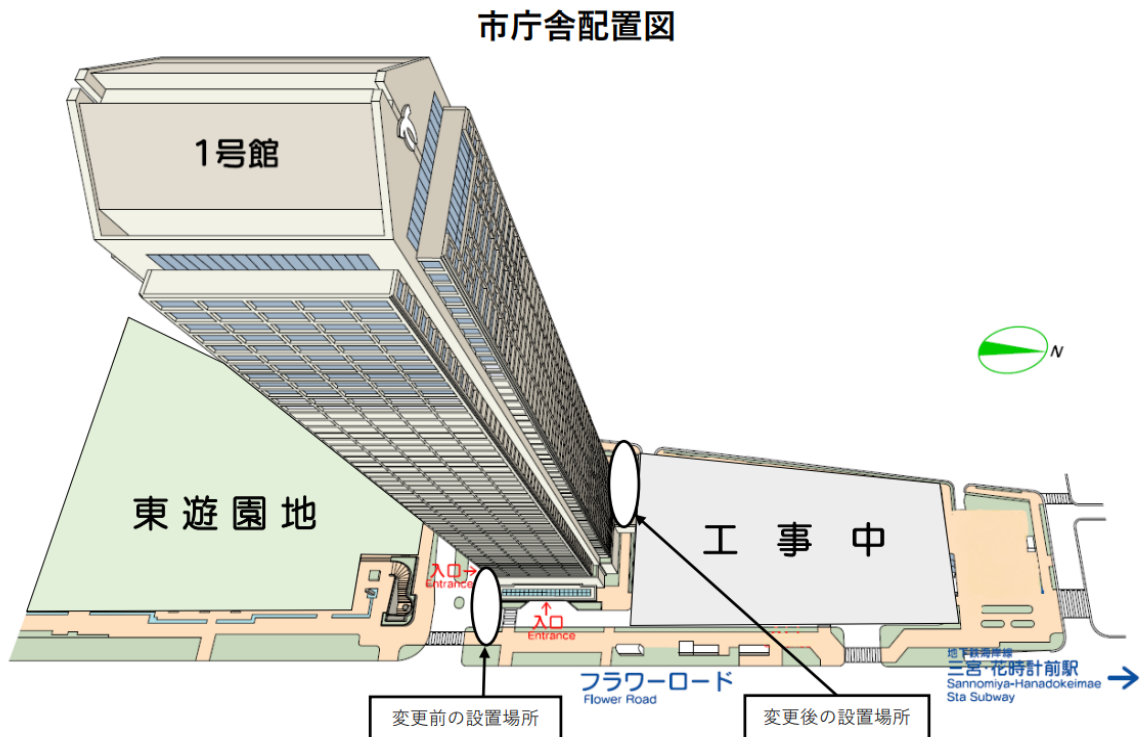
神戸市公告式条例（昭和25年8月条例第198号）第3条（第5条及び第6条において準用する場合を含む。）に規定する市役所の掲示場の設置場所を次のとおり変更しますので、お知らせします。

令和5年11月21日

神戸市長 久元喜造

- 1 変更前の設置場所
神戸市役所1号館1階東玄関前（別図のとおり）
- 2 変更後の設置場所
神戸市役所1号館1階北西出入口横（別図のとおり）
- 3 変更日
令和5年12月1日

別図



令和5年11月21日 神戸市公報第3835号

神戸市水道告示第24号

神戸市指定給水装置工事事業者規程（平成10年3月水道管理規程第10号）第7条の規定により次のとおり神戸市指定給水装置工事事業者の事業の廃止の届出があったので、同規程第10条の規定により告示する。

令和5年11月21日

神戸市水道事業管理者 藤原政幸

指定番号	名称	所在地	代表者	廃止年月日
39249	有限会社 エンドウ	神戸市北区小倉台 2丁目2-5	遠藤 隆則	令和5年11月8日